#### 令和5年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等

令和6年7月29日 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

令和5年度における近畿地区(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び 和歌山県の2府5県)の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

# 第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

#### 1 概況

景品表示法違反被疑事件については、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 (以下「近畿事務所」という。)及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁 が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行 為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和5年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が1件、指導が3件の計4件であった(令和5年度の主要な処理事件は別紙参照)。

<b>=</b> -	古 / 4 / 10 7日 / 4 米/-	
表 1	事件処理件数	

(単位:件)

事件	措置	命令	課徴金組	納付命令	指	導	合	計
<del> </del>	4年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度
表示事件	1	1	1	0	6	3	8	4
景品事件	0	0	(注)	注	1	0	1	0
合 計	1	1	1	0	7	3	9	4

(注) 景品事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電話 06-6941-2175 (直通)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional office/kinki/

# 2 表示事件

令和5年度に処理した表示事件は4件で、その内訳をみると、優良誤認(景品表示法第5条第1号)が4件であった。

また、蓄電池の販売等に係る不当表示について、近畿事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が措置命令を行った。

表 2 表示事件の内訳

(単	欱	件)

<b>=</b> И	措置	命令	課徴金組	納付命令	指	導	合	計
事件	4 年度	5年度	4 年度	5 年度	4 年度	5年度	4 年度	5 年度
優良誤認 (第5条第1号)	0	1	1	0	0	В	1	4
有利誤認 (第5条第2号)	0	0	0	0	4	0	4	0
第5条第3号に 基づく告示 (第5条第3号)	1	0	(注)	(注)	2	0	3	0
合 計	1	1	1	0	6	3	8	4

<sup>(</sup>注) 第5条第3号に基づく告示事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

# 3 景品事件

令和5年度に処理した景品事件はなかった。

表3 景品事件の内訳

(単	紶		件
(里	-ТУΓ	- 1	11

事件	措置	命令	指	導	合	計
<b>₹</b>	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度
懸賞景品告示	0	0	1	0	1	0
総付景品告示	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1	0

# 4 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

消費者庁は、①事業者が講ずべき景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が当該措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

令和5年度に近畿事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が 行った指導は3件であった。

# 第2 景品表示法の普及・啓発活動等

# 1 景品表示法に関する相談

令和5年度に、近畿事務所において受け付けた相談件数は493件であった。具体的な相談内容としては、①食品の表示に関する相談、②二重価格表示等価格表示に関する相談、③商品の原産国表示に関する相談、④ステルスマーケティングに関する相談、⑤景品類を提供する際の取引価額や提供限度額に関する相談等が挙げられる。

# 2 景品表示法に関する講師派遣等

令和5年度において、事業者団体等が開催する講習会に計4回講師を派遣した。また、神戸市(令和5年12月)において、事業者等を対象とした講習会及び一般消費者等を対象としたセミナーをそれぞれ開催したほか、消費者団体等からの依頼に応じ、滋賀県草津市(同年9月)、大阪府東大阪市(同年7月、11月及び令和6年1月)、兵庫県赤穂郡上郡町(令和5年8月)、同県伊丹市(同月)、神戸市(令和6年3月)、奈良市(令和5年5月)において開催されたセミナーに計8回講師を派遣した。

(事業者向け講習会の様子)



令和5年12月6日 兵庫県民会館(神戸市)

# 3 関係行政機関等との連携

「景品表示法ブロック会議(近畿ブロック)」(令和5年5月及び10月)に参加し、 消費者行政に関する課題や表示の適正化への対応等について情報共有を図るとともに、 大阪市において開催された「近畿地域食品表示連絡会議」(同年11月)に参加し、不 適切な食品表示に関する監視強化を図るなど、近畿地区の関係行政機関とも協力して 景品表示法の適正な執行に努めた。

また、全国公正取引協議会連合会が主催する「公正取引協議会地方ブロック連絡会議(近畿ブロック)」(令和5年10月)、京都府のブランド名産品公正取引協議会が主催する試買検査会(令和6年2月)及び奈良県の観光土産品公正取引協議会が主催する認定審査会(同年3月)に出席して意見交換を行い、業界団体との連携による事業者の適正な表示の促進に努めた。

# 令和5年度の主要な処理事件

### 1 措置命令(優良誤認(景品表示法第5条第1号))

# **事件名** (株)SC エージェン (株)SC エ

トに対する件 (R6.3.6)

#### 事 件 概 要

(株)SC エージェントは、蓄電池(以下「本件商品」という。)及びその導入に係る施工(以下「本件役務」という。)を一般消費者に供給するに当たり、令和5年3月10日、同月16日及び同月23日に、「エコ最安値.com」と称する自社ウェブサイトにおいて、

実際には、同社が委託した事業者による調査は、本件4項目について、 回答者に対し、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種 商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務 について実際に利用したことがある者かを確認することなく、同社及び 特定9事業者(当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務 を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。)のみを任意に選 択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞ れ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該表示は、当該結果 を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

(2) 「圧倒的受注数がお客様からの支持の証 『施工実績10,000件の信頼』」、「施工実績10,000件!! たくさんの蓄電池を販売・工事をしております」と表示することにより、あたかも、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件役務に係る契約件数が1万件であるかのように示す表示をしていた。

実際には、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件役務に係る契約件数は、1万件を大きく下回るものであった。

#### 【表示例】

・ 前記の(1)自社ウェブサイトにおける表示の一部



・ 前記(2)の自社ウェブサイトにおける表示の一部



# 2 主要な指導事件

(1) 表示事件(優良誤認(景品表示法第5条第1号))

#### 事 件 概 要

A社は、光触媒コーティングスプレー(以下「本件商品」という。)を販売するに当たり、例えば、商品パッケージにおいて、「抗菌」、「消臭」等と表示することにより、あたかも、本件商品を塗布することで、本件商品に含まれる光触媒の作用により、当該塗布箇所において、臭気成分を除去する効果、菌やウイルスの増殖を抑える効果等の性能・効果があるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有しておらず、表示どおりの性能・効果があるとまでは認められるものではなかった。

(注) 指導事件については、表示内容等を一部加工して記載。

# 景品表示法による規制の概要

# く表示>

優良誤認 (第5条第1号)

商品・役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

### 不実証広告規制 (第7条第2項)

優良誤認に該当する表示か否かを判断するために、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出 を求めることができる。当該資料の提出がないときは、当該 表示は不当表示とみなす。

# 有利誤認 (第5条第2号)

商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれの ある表示

(第5条第3号)

商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であって内閣総理大臣が指定するもの

- 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4 不動産のおとり広告に関する表示
- 5 おとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホームに関する不当な表示
- 7 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

### <景品>

一般懸賞 (昭和52年 告示3号)

	1				
懸賞に係る	景品類限度額				
取引の価額	最高額	総額			
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上			
5,000円以上	10万円	予定総額の2%			

共同懸賞 (昭和52年 告示3号)

景品類限度額	
最高額	総額
取引の価額にかかわらず 3 0 万円	懸 賞 に 係 る 売 上 予定総額の3%

総付景品 (昭和52年 告示5号)

▶ 取引の価額	景品類の最高額
1, 000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の2/10

業種別 景品告示 (4業種)

- 1 新聞業
- 2 雑誌業
- 3 不動産業
- 4 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業

# 〇不当景品類及び不当表示防止法(抄)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の 誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのあ る行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを 目的とする。

# (景品類の制限及び禁止)

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理 的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総 額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の 提供を禁止することができる。

# (不当な表示の禁止)

- **第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに 該当する表示をしてはならない。
  - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
  - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
  - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

#### (措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当 該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受け た事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

### (課徴金納付命令)

- 第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。
  - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
  - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に 著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若し くは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であ ることを示す表示

2 • 3 (略)

### (事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2~5 (略)

# (指導及び助言)

**第二十七条** 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、 その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、そ の措置について必要な指導及び助言をすることができる。

# (勧告及び公表)

- 第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告 に従わないときは、その旨を公表することができる。

### (報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条 第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはそ の者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告 をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若 しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を 行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる ことができる。

2 • 3 (略)

# (権限の委任等)

- 第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。
- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 (略)
- 4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により 委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費 者庁長官に報告するものとする。

5~11 (略)

# 〇 不当景品類及び不当表示防止法施行令(抄)

(平成二十一年政令第二百十八号)

# (公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第 二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長 官が自らその権限を行使することを妨げない。